

第5回循環器ワーキング・グループ論点

I 大動脈解離

第1 障害の要件

1 現行報告書の記述

治ゆにはならないことから記述されていない。

2 障害の程度の評価

以下のいずれの考え方は適切か。

- ① 中等度の労働まで制限する必要がある場合がある。
疑問点：中等度の労働まで制限する必要がある場合は、手術適応となるのでないか。
- ② 血圧の急激な上昇をもたらすような重労働を制限する必要がある。
なお、中等度の労働について制限が必要な場合には手術適応である。

3 具体的な障害の要件

大動脈解離であって、治ゆしたもの（偽腔開存型のものに限る。）

4 障害等級

以下のいずれの考え方が適切か。

- ① 第11級の9のほかに第9級を規定する。
疑問点：偽腔開存型が治ゆすること自体が極めてまれであること、中等度の労働まで制限する必要がある場合は、通常手術適応となることからすると、基準を策定する必要性に乏しいのではないか。
- ② 第11級の9のみを規定する。
理由：日常生活や通常の労働に制限を生じることはないものの、大動脈径の拡大を避けるという観点から血圧の急激な上昇をもたらすような重労働は制限される。
また、中等度の労働について制限が必要な場合には手術適応となるのが通常であるので、11級を超える基準を策定する必要性に乏しい。